

貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、雨水貯留タンクの設置に要する経費の一部を補助することにより、その設置を促し、雨水の流出抑制及び利用促進を図り、もって浸水対策に資することを目的として、雨水貯留タンクを設置した者に対して交付する貝塚市雨水貯留タンク設置補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の建築物に居住し、又は市内の建築物を所有し、若しくは使用する者で、これらの建築物に自ら雨水貯留タンクを設置するものであること。
- (2) 雨水貯留タンクを借地又は借家に設置する場合にあっては、雨水貯留タンクの設置について、当該借地又は借家の所有者の同意を得ていること。
- (3) 設置した雨水貯留タンクを適切に維持管理し、貯留した雨水を有効に利用できる者であること。
- (4) 市税、上下水道料金及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者（当該交付を受けた補助金に係る第11条第1項の貝塚市雨水貯留タンク設置補助金確定通知書の交付を受けてから5年が経過している者を除く。）
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、次条第1項に規定する補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、4万円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費をいう。）は、次の各号のいずれにも該当する雨水貯留タンク（既に1基当たり80リットル以上の貯留容量を有する雨水貯留タンクの本体を所有している場合にあっては、その附属品（本体に装備することにより第1号及び第3号のいずれにも該当することとなるものに限る。次項において同じ。））1基の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含み、設置費、配送費等を除く。）とする。

- (1) 建築物の屋根に降った雨水を雨どいから一時的に貯留することにより雨水の流出を抑制し、貯留した雨水を散水等に利用できるものであること。
- (2) 1基当たり80リットル以上の貯留容量を有するものであり、既成の専用製品（中古製品及び改造製品を除く。）として購入することが可能であること。
- (3) 地上に設置するものであって、設置場所及び取水場所が確認できるものであること。

2 前項の雨水貯留タンク（附属品を含む。以下同じ。）の基数は、戸建住宅の場合にあっては1軒につき1基、集合住宅やビル等にあっては1棟につき1基とし、また、構造上、一の雨どい

に対し複数を選択して接続するものについては、これらを1基とみなす。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる必要書類を添付して下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 購入予定額が分かる見積書等の書類
- (2) 製品の仕様等が分かるカタログ等
- (3) 設置場所の付近見取図
- (4) 代理人による申請の場合にあっては、委任状
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)又は貝塚市雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 雨水貯留タンクの設置の内容を変更し、又は設置を取り消す場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 雨水貯留タンクの設置が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 雨水貯留タンクの設置日から5年以上、当該設備を存続させること。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市雨水貯留タンク設置補助金取下書(様式第4号)を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第9条 補助対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る雨水貯留タンクの設置の内容を変更し、又は設置を取り消すときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金変更等申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更等の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付決定取消通知書(様式第7号。以下「交付決定取消通知書」という。)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、雨水貯留タンクの設置が完了したときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補

助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した額が分かる領収書等の原本
- (2) 設置した箇所の写真
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の実績報告書は、交付決定通知書を受け取った日から 90 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る雨水貯留タンクの設置が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金確定通知書（様式第 9 号。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 12 条 補助対象者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により雨水貯留タンクの設置を取り消したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、雨水貯留タンクの設置について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金返還命令書（様式第 11 号）により、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 15 条 補助対象者は、第 13 条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数

に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市雨水貯留タンク設置補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 13 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第 16 条 補助対象者は、この要綱により取得した雨水貯留タンクの設置から 5 年以内に、当該雨水貯留タンクを含む建築物を市長の承認を受けて第三者に譲渡する場合を除くほか、雨水貯留タンクを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合及び設置から 5 年が経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、雨水貯留タンク譲渡承認申請書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請を受けた場合には、その内容を審査し、承認の可否を雨水貯留タンク譲渡承認（不承認）通知書（様式第 15 号）により補助対象者に通知しなければならない。
- 4 補助対象者は、前項の承認を受けた場合において、雨水貯留タンクを含む建築物を譲渡するときは、当該譲渡を受ける者に対し、雨水貯留タンクを存続させ、適切に維持管理するよう説明し、理解を得なければならない。

（書類の保存）

第 17 条 補助対象者は、雨水貯留タンクの設置の遂行状況に関する書類等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（維持管理）

第 18 条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 雨水貯留タンクの管理を行い、補修を要すると認められた場合は、速やかに措置すること。
- （2） 虫等の発生又は土砂、ゴミ等の堆積を防止するため、雨水貯留タンクの定期的な点検及び清掃を行うこと。
- （3） 雨水貯留タンクによる流出抑制の機能を良好に保つため、降雨時までできるだけ雨水貯留タンクを空にするよう努めること。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。